



特集: 船員の日 (7月8日) 船員司牧(AOS)

◎司牧 50 年: フベルト神父様の引退

◎苦小牧レポート ◎AOS(船員司牧)名古屋の展望

ベトナムと日本の移住移動者支援の連携に向けて～ベトナム訪問報告

非正規滞在の外国人の「排除」ではなく人権尊重を

チャーター機によるベトナムへの一斉送還 (2018年2月8日) に対する抗議声明

新たな「外国人労働者受入れ政策」への転換? ～政府の骨太方針案出される～



司牧50年、帰国されたフベルト神父様(右端)

日本カトリック難民移住移動者委員会の広報関係リニューアル

日本カトリック難民移住移動者委員会では、これまでFAXニュース、AOSニュース、クリスマス瓦版など、様々な形で皆様に難民移住移動者委員会の活動やアドボカシーに関する情報などを提供してきました。

最近ではさまざまな課題が山積しており、より多くの情報や活動報告を提供する必要ができました。そのため、現在の難民移住移動者委員会の活動をまとめて、「J-CaRM News」として発行することにしました。また、近日中に J-CaRM ホームページもリニューアルする予定にしております。

なお、人身取引問題に取り組む部会(タリタム日本)のニュースは、研修会等で別途配布することがありますので、従来通り「タリタム日本 Newsletter」として発行します。

引き続き、難民移住移動者委員会の活動にご理解とご協力をお願いします。

大海の一滴の大切さ

難民移住移動者委員会委員長 松浦悟郎



今年の4月、ベトナムを訪問し、ベトナムの移住移動者委員会の担当司教をはじめとした関係者と会ってきました。それは、最近、急激に増えた技能実習生のことにつ

いて両国の教会がどのように協力し合えるか協議するためでした。技能実習生については、ベトナムで100万円近いお金を支払って日本に来るものの、実習生という弱い立場からさまざまな不当な待遇や暴力を受けている実態があります。強制退去させられた元実習生の話も聞きましたが、このようなひどいケースが教会や市民グループ、労働組合などに持ち込まれています。残念ながら日本がテレビで放映されるような「おもてなしの国」とはとても言えない実態があります。

実際に関わっている人たちが、実習生などの権利を勝ち取るために懸命に努力しても、それはまるで「大海の中の一滴」であるようなわずかな成功例があるのみで、多くの人たちは失意のうちに帰国させられたり、不当な労働に甘んじざるを得なかったりしています。それでも、実習生たちが「もう日本には二度と来たくない」と言いながらも、関わってくれた人に、「でも、あなたに会えてうれしかった。あなたのことを絶対忘れない」と言ってくれることがあります。関わりの「一滴」には質の違う不思議な力があるのでしょう。

ある僧侶が国会前でマイクを持ち、政府に対して「百の悪も一つの善に勝つことはできない、私たちは小さな力でもあきらめない」と語っていました。私たちが対峙するのは、問題の多い日本の難民移民政策の方針とそれを具体化する法律というとても大きく大きな課題ですが、一方で一人ひとりの問題に大切に関わっていくことは、たとえそれが大海の一滴であっても、巨悪を越えていくことに必ずつながることを信じたいと思います。

もうすぐ「船員の日」です。AOSというグループでは、港に入る船を調べ、訪船して船員たちに会い、彼らを友として迎え、その必要性に応える活動をしています。数知れない船の数知れない船員たちの中で、こうして会える人たちは少ないでしょう。船員たちにとっても、そのように迎え入れてくれる人たちに会う機会はほとんどなく、それこそ大海の一滴かもしれません。それでも、AOSのような活動があり、祈る人たち、また船員に会いに行こうとする人たちが実際にいること自体が、世界の海で働く船員たちに対して、「私たちは海で働くあなたたちを決して忘れていません」というメッセージになるのです。

大海の前にすくんだり、ため息をついたりせずに、一滴の力を信じて祈り、行動したいものです。



司牧 50年:フベルト神父様の引退

イギリス ロンドン船員奉仕会 H.P.に載せられた記事です (ゲストヴェオ ガラリー記)

日本の港で船員司牧を続けられていたフランスシスコ会フベルト ネルカンプ神父様は、この度、引退されることになりました。これまで50年間、船員たちへの奉仕や司牧に、新潟直江津港や北海道釧路港で船員たちのニーズに答えてこられました。



神父様は「熟慮し祈った上、年齢や健康上の理由から、ドイツへ帰国することを決断しました」と話されています。「50年間の働きにサヨナラを言うことは、本当につらいことです」と神父様は付け加えられました。

80歳になられる神父様は、日本で過ごされた時の流れの中に、多くの忘れがたい思い出がありました。エジプト人の船長は神父様に「ミサをあげてくださり祝福して下さったことを忘れません」と言っていました。そして「台風の中を通過したとき、船員たちは恐怖の体験をし、そして、無事にいることを神様に感謝している」とも言っていました。

さらに「何週間も悪天候や船上での過酷な労働を行ってから港についた船員たちに、寄り添って彼らのニーズに答えたこと、このようなさまざまな出会いは、私の信仰を強めた」と言っておられました。

神父様は2001年9月11日に起きたニューヨ

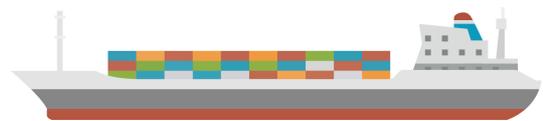
ークのテロ以降、船員たちの宗派信条にかかわらず司牧の必要性を以前にも増して感じとっておられます。

また、2011年、神父様は地震や津波の被害者のため基金を立ち上げました。「長い航海を経て、いろいろな国から、食料、生活用品や衣類などを運んで来てくれた船員たちに感謝の心でいっぱいだ」とも言われています。

フベルト神父様、あなたが出会った多くの船員たちのためのたゆまぬ働きに感謝いたします。神父様の引退が、幸せな引退でありますように心から願っています。



2018年4月イギリス ロンドン船員奉仕会 H.P.からの転載です。
From Apostleship of the Sea – London (April 2018)



備方が整っていると感じたことが何回もありました。

多くの人々は、世界の必要な物資の80%は、近くのコンビニから配達されていると勘違いしているかのようです。必要な生活用物資の80%以上のものは、船によって危険なルートを通って日本に送られているとの国民的意識があまりないとのことでした。もし2、3週間の間、船の動きが止まれば、日本の経済は干し上がってしまうとたびたび聴く話でもあります。

この日本の経済の話を支えているのが海運業界で安い賃金で働く船員さん達です。しかしその働きは私達の眼に見えるところではなく「見えざる存在」または「21世紀の奴隷の沈黙」

とか「愛する家族と離れ離れになった」と呼ばれる人達です。今日、近代化によって船の停泊時間がすくなくなり、上陸しても家族との連絡はままならず安い賃金と長時間労働によって働かされています。また狭い刑務所の独房のような船室で多国籍の船員と共同生活しながら、文化、宗教を超えて働いている姿を見ることもあります。マレーシア半島や中東地域の海賊等も出没する地域では24時間体制で警戒し身の安全を守ると共に、いま数百人の人質になった人達の家族等、AOSの課題は沢山あります。

現在中部地区は航空、宇宙産業が注目され日々成長しております。

船員司牧(AOS)活動に興味のある方、協力出来る方は下記にご連絡ください。
また、下記、研修会にご参加をお勧めします。

札幌教区

苫小牧キリスト教船員奉仕会
電話/FAX:0144-77-2489

東京教区

AOS 東京
電話:03-3452-8010 FAX:03-3452-8118
<http://aostokyo.com/>

横浜教区

横浜教区 AOS
電話:045-308-7200

名古屋教区

名古屋教区難民移住移動者委員会
電話:052-953-9480
カトリック港教会(山口神父)
電話:052-389-1841

大阪教区

カトリック宝塚教会
電話:0797-72-4628
神戸マリナーズセンター
電話:078-331-1696
<http://www.flyingangelkobe.org/>

2018年船員司牧(AOS)全国研修会

船員さんたちに支えられて

ご案内

16日の開始時間は変更になりました。



船員さんたちに感謝と、これまで各教区が港で行ってきた船員さんたちへの支援(AOS)を報告するとともに、私たちが、船員さんたちのため何が出来るかを考えるための研修会を大阪教区神戸中央教会で開催します。

船員司牧に協力したい、でも何が出来るか、船員司牧って何？

このようにお考えの方、どなたでもご参加いただけます。

日時: **2018年7月16日(月・祝)16:00~17日(火)12:30**

場所: **カトリック神戸中央教会** (主会場) 神戸市中央区中山手通 1-28-7

参加費: 3,000円 懇親会費は別途 3,000円です。

注) 宿泊は各自ホテル等をご手配ください。神戸中央教会までの交通費は各自ご負担ください。ホテルは三宮駅近辺が便利です。

お申し込みは: 日本カトリック難民移住移動者委員会

135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 日本カトリック会館

FAX: 03-5632-7920 または E-Mail: jcarm@cbcj.catholic.jp

申込期限: **7月10日まで**(案内書には6月17日までになっていますが延長します)

詳しくは <http://www.jcarm.com> または 電話: 03-5632-4441

日本カトリック難民移住移動者委員会事務局まで



ベトナムと日本の 移住移動者支援の連携に向けて ～ベトナム訪問報告～



日本カトリック難民移住移動者委員会委員 山岸 素子

ベトナム司教協議会の移住移動者委員会の招聘で、さる4月24日から27日にかけて、J-CaRMから松浦悟郎担当司教および高木神父（東京教区担当司祭、委員）、山岸（委員）がベトナムを訪問しました。今回のベトナム訪問は、1）急増するベトナムから日本への移住者への対応、2）ベトナムにおける日本人信徒への司牧ケアの現状について両国の教会で情報を共有し、今後の連携に向けた議論をすることが主な目的でした。



ベトナム移住移動者担当者全国会議で日本からの発表

ベトナム国内の移住者問題

ベトナムの移住移動者委員会では、経済的に貧しい北部・中部から南部地域に移動する国内移住者への司牧ケアが主な課題となっています。会議のプログラムの中には国内移住者を多く受け入れる企業への訪問プログラムがあり、働く人々との交流の機会がありました。そこでこの話によると、比較的豊かなベトナム南部でも、工場労働者の平均月収は2万円ほどとのことでした。現在、多くのベトナム人が日本に仕事を求めて移住しており、来日する前にベトナム

の送り出し機関や仲介業者に平均100万円を借金により支払っていることですが、それがどれほど重い負担であるかを改めて実感させられました。

来日するベトナム人への情報提供・支援の連携

サイゴン大司教区のパストラルセンターを会場に開催された移住移動者委員会の全国担当司祭の会議で、日本からの報告の機会が与えられ、その後、相互の連携について協議を持ちました。来日する多くのベトナム人が技能実習制度のなかで搾取を受けやすいこと、それを防ぐために両国間で連携できることとして、ベトナム日本両国の移住移動者委員会に情報共有の窓口チームを設置して、技能実習生が日本に来る前に知っておくべき情報や、日本に来てか



サイゴン大司教区のパストラルセンターでヨセフ司教、神学生らと

らの権利や支援に関する情報をそれぞれが連携して発信していくことが確認されました。また、イエズス会が提供を申し出ている場所を支援センターとして活用することについても意見交換があり、今後の在日ベトナム人支援連携について大きな実りがありました。会議では、サイゴン周辺の各地域・言語別のコミュニテイ

からの報告もあり、日本人コミュニティからは、2人の司祭の協力により、昨年からミサを月1回定期的に開催され、洗礼や結婚の準備についての日本語での対応も今後予定しているとの報告がありました。



ベトナムと日本の連携協力を約束

日本からの帰国者の状況と支援に向けて

最終日には、今年2月にチャーター機により日本から強制送還されたベトナム人と技能実習生として働いていた帰国者の3人からお話を伺いました。強制送還された2人はいずれも、非正規滞在の状態で長年日本に暮らし、難民申請や家族を持って生活してきましたが、今回のチャーター便で強制的に送還されました。難民申請中だったファンさん（仮名）は、難民申請の異議申立ての却下を告知され、6ヶ月以内に訴訟を起こすこともできるという説明を受けた後、その部屋から退室しようとした時に複数の入管職員に腕や肩をつかまれて別室に連れていかれ、翌日に送還されたとのこと。また、日本に暮らすベトナム難民で定住者の夫と4歳の娘がいるティーさんは、強制送還により家族と引き裂かれ、今後ベトナムでどのように生活していったらよいかめどがたたないと訴えていました。また技能実習生で働き、2度の労災に遭いながらも補償を受けられず、さらに同僚からのひどい暴力と暴言などを受けるなどの経験をしたコンさんは、SNSをつうじて助

けを求め、労働組合の協力をえて問題を解決して帰国することができましたが、その時に受けた経験は傷としていまでも忘れられない、と話



ベトナム移住移動者委員会の担当司祭たちとともに

ていました。

2月の強制送還では47名のベトナム人が一斉に送還されましたが、今回お話を伺った方々のように、さまざまな事情を抱えて日本に滞在を希望しながらも強制送還された方々が多くいます。J-CaRMでは関連団体との連名で抗議声明を発表しました（9ページ参照）。このように強制送還による帰国者や、技能実習制度で人権侵害を受け、被害からの権利回復を求める帰国者のケアや支援についても、今後ベトナム日本の教会の連携を進めていく中で取り上げていきたい課題です。



非正規滞在の外国人の「排除」ではなく人権尊重を

J-CaRM につながる全国の難民移住者の支援や司牧にかかわる教区のセンターの取り組みの中に、各地の入管収容施設の訪問活動があります。1年ほど前から、各地の入管施設で「仮放免」¹の申請をしてもまったく許可が出ないという訴えが、全国の支援現場から J-CaRM にも届くようになりました。

非正規滞在となって収容されている外国人の中には、難民申請中の人や、配偶者や子どもなど日本に家族がいる人、さらに長期間、母国には帰らずに日本に暮らす中で、母国では生活の基盤をまったく失くした人など、帰国できない事情を抱えた人も少なくありません。このような場合、退去強制令書が出て、裁判で訴えたり、「再審情願」などにより在留特別許可を求めて、帰国には同意せず、収容と仮放免を繰り返すという状況が継続します。

法務省の統計上でも、2017年の仮放免許可率が前年と比較して概ね半減するなど、仮放免が厳しくなっていることが示されています。仮放免の厳格化は収容の長期化を生み、結果として6ヶ月以上の長期収容者の数が増え、中には5年にわたり収容が続いている人もいるのが現状です。長期収容については国連機関などからも繰り返し改善が勧告されているのですが、このような状況の中、多くの人々が精神的にも肉体的にも大きなストレスと負担を抱えながらも、十分な医療ケアにアクセスできない状況が深刻な問題になっています。昨年3月にはベトナム人

被収容者が激しい痛みを訴えながらも一度も外部医療機関につながらないまま「くも膜下出血」で亡くなり、また今年4月には、難民申請中のインド人被収容者がシャワー室で首にタオルを巻きつけて自殺するという事件も起きました。

入管局は、退去強制令書が出た外国人を速やかに本国に送還するという方針のもと、仮放免許可を出さずに収容を続け、チャーター機などによる強制送還を進めています。J-CaRM では、チャーター機に象徴される強制送還への抗議（9ページの声明参照）や、収容所内の医療問題をはじめとする処遇改善と同時に、法務省による非正規滞在者の一律の排除、送還方針ではなく、一人一人の非正規滞在の外国人の事情を考慮し「合法化」を検討することを強く求め、関連団体と連携したアドボカシー活動に取り組んでいます。（山岸素子）



¹ 法務省入管局は、退去強制事由に該当する者をすべて収容できるという「全件収容主義」をとっていますが、収容を解く手段の一つとして、仮放免制度があります。仮放免の申請が許可されるかどうかは入管の裁量によって判断されます。

チャーター機によるベトナムへの一斉送還(2018年2月8日)に対する 抗議声明

法務省入国管理局は、2018年2月8日、ベトナム人47人をチャーター機で一斉送還しました。チャーター機による一斉送還は、2013年7月6日(フィリピン人75人)以来、7回目になります。

送還を望まない外国人の強制送還について、私たちはこれまで、さまざまな人権人道上の問題を指摘してきました。過去の6回のチャーター機による一斉送還においても、被送還者の中には、日本に配偶者や子などの家族がいる人、15年以上の長期にわたり日本に定着している人、難民申請したものの不認定とされた庇護申請者など、様々な事情を抱えて母国に帰ることができない人たちがいました。彼・彼女らが突然の強制送還後、生活の基盤もなく支援もないままに送還先に放置されている実態も明らかになりました。私たちはまた、被送還者の選定基準の不透明さや送還プロセスにおける人権侵害についても問題指摘をしてきました。しかしながら、日本政府はこうした問題指摘や抗議にも誠実に答えることなく、6回目のチャーター機による一斉送還が強行されました。

法務省によると、今回の一斉送還では、8歳から49歳までの男女47人が送還され、そのうちの40人が送還を望まない人でした。その中には、日本に15年以上の長期滞在者が4人含まれ(最長者は滞在21年5ヶ月)、また日本に法律婚をした家族を残している人が12人、日本で庇護を求め、過去に難民申請をしていた人が24人、未成年者が2人含まれていたとのことです。

また、送還を望まない人の中には、退去強制令書発付処分の告知から6ヶ月未満の人が23人、難民不認定処分後、異議申立棄却又は却下処分の告知を受けてから24時間以内の人が16人も含まれていました。これらの人びとを送還することは、憲法第32条で保障される「裁判を受ける権利」を剥奪するものであり、また、裁判所による最終判断が下されていないにもかかわらず、難民である者もしくは帰国すれば拷問等を受ける可能性のある者を送還する点で、難民条約第33条及び拷問等禁止条約第3条の定める「ノンルフールマン原則」に反するものであり、憲法上、国際条約上、到底許されるものではありません。

法務省はまた、送還のプロセスにおいて、「送還を安全かつ確実に実施するため、必要最低限の手錠を使用した」と説明しています。今回の送還においては、前回2017年2月のタイへの一斉送還の時と同様に、送還希望者にすら手錠が使用されたという事実が明らかになりました。

手錠の使用は、自由権規約7条及び拷問等禁止条約が禁止する品位を傷つける取扱いに当たります。このような人の身体に対する直接の強制力の行使は、必要最小限でなくてはならないことは当然であり、法務省の内部通達においても、逃走、暴行又は自損等護送任務の遂行に支障を来すおそれがあると認められるときに限って手錠などの戒具使用が可能とされています。被送還者全員について、これらのおそれが一律に認められるというのは想定し難く、まして、送還を希望していた人について、これらのおそれがあるとは考えられません。今回の一斉送還において、不必要、不相当な人権侵害が行われたものであり、このような手錠使用の運用実態は、改められる必要があります。

私たちは、上記の理由から、2月8日に実施されたチャーター機によるベトナムへの送還に抗議すると共に、繰り返されるチャーター機等による強制送還に強く抗議します。私たちは、日本に暮らすすべての人びとの人権が等しく尊重される社会を求める立場から、送還を望まない人を強制送還するのではなく、彼・彼女らの家族との結合や日本での定着性、保護の必要性などが十分に考慮され、合法化が検討されることを強く望みます。

さらに、航空会社においては人権を尊重し、人権侵害に加担しないという企業の社会的責任を果たすよう求めます。

2018年2月28日

日本カトリック難民移住移動者委員会 ほかに10団体による連名

新たな「外国人労働者受入れ政策」への転換？ ～政府の骨太方針案出される～

さる 2018 年 6 月 5 日、安倍首相は経済財政指紋会議において「経済財政運営改革の基本方針 2018」（骨太方針）の原案を示しました。その中で、「4. 新たな外国人材の受入れ」として、「移民政策とは異なるものとして」と説明しつつ、外国人労働者の受入れ拡大の方針を明らかにしました。



新聞報道等によると、人手不足が深刻な建設、労働、介護などの 5 業種を対象に 2019 年 4 月より新たな

就労資格（最長 5 年まで滞在可能）を設けて外国人労働者の受入れを拡大し、2025 年までに 50 万人超の外国人の就業をめざしているとのこと。

今回の骨太方針案に示された外国人労働者の受入れ拡大の方針は、現在の日本の深刻な労働力不足に向き合い、これまで政府が原則認めてこなかった単純労働に門戸を開くものとして、これまでの政策の大きな転換点となる可能性があります。

技能実習制度の延長線上の制度？

一方で、さまざまな懸念もあります。まず、新たな就労資格を得るためのルート案として示されているひとつは、技能実習制度の修了が条件とされています。技能実習制度は、本来、途上国の技能等の移転を目的とした制度であるにもかかわらず、日本社会の労働力不足を補う安価な労働力として、低賃金や長時間労働、

中間搾取や強制帰国などの人権侵害、人身取引の温床とも指摘され続けている制度です。

技能実習制度では、転職の自由などが原則として認められないことが人権侵害の温床となってきましたが、新しい制度でも転職の自由が認められるのかどうかは明示されていません。また、技能実習制度の延長線上に新たな就労資格が認められる場合、技能実習制度のもとで横行している、「送り出し機関」や「管理団体」などによる中間搾取のしくみから逃れられないという懸念もぬぐえません。

労働力不足の対応として、外国人労働者の新たな受入れ制度をつくるのであれば、技能実習制度とは切り離れた制度の設計にするべきではないでしょうか。

外国人の受入れ環境の整備や支援態勢を！

今回の骨太方針の原案には、日本で「働き、生活する外国人について多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である」と明記されています。この方針は大変重要な点と考えますが、外国人受入れ環境の整備については、出入国管理を担当する法務省ではない省庁が、総合調整機能を持つという形にすべきではないでしょうか。

最後に、日本政府は今回の外国人労働者の受入れは、「移民政策とは異なる」と明言し、新たな就労資格（最長 5 年）で入国する外国人には、家族の帯同を認めないとしています。J-CaRM では、日本社会を支える外国人移住者一人ひとりを、単なる「労働力」としてではなく「人」として受け入れる政策を強く求め、市民団体とも連携しながら、秋の臨時国会にかかる法案の審議などへの具体的なアドボカシー活動を強めていきたいと思えます。（山岸素子）

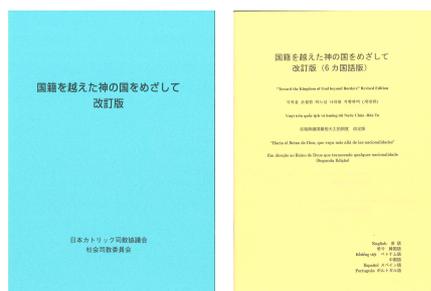
日本カトリック難民移住移動者委員会 とは？

1960年代より「移住協議会」から「国際協力委員会」として活動を続けてきた組織ですが、1970年、バチカンにて教皇パウロ六世が「移住・移動者司牧評議会」を設立されたことを受け、2001年に日本の司教総会において現在の「難民移住移動者委員会」に改称しました。

同委員会の活動目的は、福音に基づき、多民族・多文化・多国籍共生社会をめざし、すべての人が神の子として、平等で基本的人権が尊重され、相互の文化・民族性を尊敬し、ともに兄弟・姉妹として生きることが出来る社会の実現です。

- ▶ 支援団体・支援者を対象とした全国研修会および東京、大阪、長崎の各教会管区別研修会の開催
- ▶ 日本における船員司牧(AOS)を知るための全国研修会の開催、各教区の船員司牧・訪船活動支援
- ▶ 技能実習生等の人身取引被害者への取り組み(タリタム日本)、国際結婚家庭でのDVや被害者等の人権侵害に対して擁護・緊急的支援のための活動
- ▶ 外部支援 NGO およびエキュメニカル団体と連帯した制度改善のための活動
- ▶ 言語別司牧者の集まりをはじめ、多民族多文化多国籍共生の教会共同体のあり方への提言
- ▶ ホームページによる情報提供
- ▶ 年数回の J-CaRM News などの発行
- ▶ 諸活動、諸問題に関する啓発、解説文書の発行、オリジナルクリアファイル作成

◆ 発行物のご案内 ◆



『国籍を越えた神の国をめざして 改訂版』

(日本語版 B6 判 16 ページ、6カ国語版 B6 判 46 ページ)

1993年に社会司教委員会から初版が発行されたものを、「いつくしみの特別聖年」を機に、データや文章を現状に合わせたものに改訂発行しました。日本社会の中で生活する外国人の擁護と多文化共生社会の教会共同体のあり方などについての指針です。6カ国語版(英語、韓国語、ベトナム語、中国語、スペイン語、ポルトガル語)も併せてご利用ください。

ご希望の方は日本カトリック難民移住移動者委員会事務局までお申し込みください。『国籍を越えた神の国をめざして』日本語版、外国語版とも、製作費、送料等ご寄付いただければ幸いです。

日本カトリック難民移住移動者委員会の活動にご協力ください。

寄付金は郵便振替：00110-8-560351

加入者名：日本カトリック難民移住移動者委員会

『国籍を越えた神の国をめざして』のお申し込みは

電話：03-5632-4441 FAX：03-5632-7920 E-mail: jcarm@cbcj.catholic.jp



日本カトリック難民移住移動者委員会 135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10

Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and people on the Move

10-10 Shiomi 2-Chome, Koto-ku, Tokyo 135-8585 JAPAN



Apostleship Of the Sea

2018年 船員の日
7月8日 THE DAY OF SEAFARERS

船員さんたちに支えられて



ご存知ですか？

私たちの生活を船員さんに支えられていることを？
日本の貿易の99.7%が船舶によっていることを？
日本に入港する船舶の船員さんはほとんどが外国籍の人だということ？

船員の皆さんへの感謝と支援活動にご協力をお願いします。

教皇庁“人間開発のための部署”は、毎年7月の第2日曜日を「船員の日」と定め、世界中の信徒に船員たちのために祈るよう呼びかけています。

日本でも、船員たちとその家族のために祈り、尊敬と感謝を表すよう、皆様に呼びかけています。



Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and People on the Move
日本カトリック難民移住移動者委員会

135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 日本カトリック難民移住移動者委員会

☎03-5632-4441 Fax:03-5632-7920 <http://www.jcarm.com>